

さいたま市選挙管理委員会告示第 3 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）の規定による委員の解職請求をするのに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

さいたま市選挙管理委員会委員長 野 崎 正

- 1 地方自治法第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項における選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数 2 2 , 5 3 1 人
- 2 地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項における選挙権を有する者の総数の 8 0 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 2 4 0 , 8 1 8 人
- 3 地方自治法第 8 0 条第 1 項及び同法第 8 6 条第 1 項における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

・ 次の表のとおり

区名	選挙区	3 分の 1 の数
西区	西区	2 6 , 5 5 3 人
北区	北区	4 2 , 7 7 4 人
大宮区	大宮区	3 5 , 4 7 6 人
見沼区	見沼区	4 6 , 4 1 5 人
中央区	中央区	2 9 , 1 0 9 人
桜区	桜区	2 6 , 8 8 2 人
浦和区	浦和区	4 6 , 6 4 3 人
南区	南区	5 3 , 4 8 6 人
緑区	緑区	3 6 , 8 9 5 人
岩槻区	岩槻区	3 1 , 2 8 4 人

選挙管理委員会事務局選挙課

告示期間の期限日（９月１５日まで）